

旭川市宿泊税の導入に関するアンケート（市内事業者向け）

旭川市の宿泊税について、よりよい制度づくりに役立てるため、本アンケートへのご協力をお願いします。
※本アンケートで収集した情報は、制度設計のために活用することとし、宿泊税の導入に向けた制度設計に活用します（ご記載いただいた内容はHP等で公表する場合があります。）。
※このアンケートは、右記のQRコードからWeb上のフォームで回答することもできます。



令和6年8月30日（金）までの回答にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

次の設問にお答えください（該当する項目番号に○をつけてください）

1 業種

- ① 宿泊施設（(1) ホテル (2) 旅館 (3) 簡易宿所(ゲストハウス含む) (4) 住宅宿泊事業を行う届出住宅）
⇒ 総室数 (1) ～10室未満 (2) 10～30室未満 (3) 30～50室未満
(4) 50～100室未満 (5) 100室～
- ② 観光関連事業者（(1) 旅行代理業 (2) 交通事業 (3) 飲食業 (4) 観光施設 (5) 観光案内、ガイド）
- ③ その他（ ）

2 宿泊税を導入することで、宿泊者数の減少など貴社の事業に影響があると思いますか。

- ① 大きな影響がある
② 多少の影響がある
③ 影響はない

※「① 大きな影響があると思う 又は ② 多少の影響がある」と回答された場合、どのような影響があるかお聞かせください（自由記載）。

3 宿泊税の課税免除について、宿泊税の導入を検討している北海道では0歳から高校生相当が通う学校等が実施する行事（修学旅行や宿泊研修など）における生徒等及び引率者を対象として検討していますが、旭川市の課税免除の対象についてどのように考えますか。

- ① 北海道と異なるとわかりにくいので、北海道の対象とあわせた方が良い
② 北海道の考え方にかかわらず、旭川市独自で課税免除の基準を設けた方が良い
③ 課税免除は設けない方が良い
④ 分からない

※「② 北海道の考え方にかかわらず、旭川市独自で課税免除の基準を設けた方が良い」と回答された場合、どのような基準を設けるべきかをお聞かせください（自由記載）。

4 宿泊税の使い途として望ましいと思うものをお聞かせください（複数回答可）。

No.	取組例	No.	取組例	No.	取組例
1	宿泊施設・観光事業者の受入環境の整備	5	割引クーポンなどの宿泊助成の導入	9	観光地のキャッシュレス化の推進
2	観光PRや観光案内所の機能強化	6	宿泊業における人材育成などの支援	10	オーバーツーリズム対策
3	空港や観光施設間の交通アクセスの充実	7	宿泊型旅行商品等の開発支援	11	災害発生時の対策充実
4	街中や観光施設などの多言語案内の整備	8	スポーツ合宿等の誘致支援	12	その他（ ）

5 (宿泊施設のみ) 現在の宿泊予約における各種手数料の負担割合について、お聞かせください。

- ・オンライン旅行代理店 (OTA) 経由の手数料 : 宿泊料金の _____ %
- ・クレジット決済手数料 : 宿泊料金の _____ % ~ _____ %
- ・その他 (_____)

6 (宿泊施設のみ) 宿泊税を宿泊施設で徴収 (特別徴収) することとした場合、ホテル管理システム (PMS) やレジシステムの導入や改修などが必要となるかについて、お聞かせください。

- ① システムの導入や改修の予定はない
- ② 現在のシステムで対応が可能
- ③ 新システムの導入が必要 (想定される導入費用 _____ 万円)
- ④ 現在使用しているシステムを改修する予定 (想定される改修費用 _____ 万円)

7 (宿泊施設のみ) 宿泊税を宿泊施設で徴収 (特別徴収) することとした場合、新たに発生する費用 (システム及び人件費を除く) をお聞かせください (自由記載)。

8 (宿泊施設のみ) 宿泊税の納入時期について以下の中から望ましいものとその理由をお聞かせください。なお、いずれの納入時期であっても北海道分と旭川市分の納入時期は同一とする予定です。

- ① 納入時期による手間は少ないので、いつでも良い
- ② 毎月分を翌月末までに申告納入 (例：1月宿泊分を2月末までに申告納入)
理由 (_____)
- ③ 3か月分を翌月末までにまとめて申告納入 (例：1～3月宿泊分を4月末までに申告納入)
理由 (_____)
- ④ その他 (_____)

9 宿泊税に関して不安に感じていることがあればお聞かせください。

ご協力ありがとうございました。

【アンケートの提出先】

旭川市観光スポーツ部観光課

〒070-8525 旭川市5条通7丁目 旭川フードテラス2階

FAX : 0166-26-8585 E-Mail : kankou@city.asahikawa.lg.jp

これまでの検討経過については、旭川市観光課ホームページでも公開しています。→
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kankou/2300/d080079.html>

